

「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員」募集要項

1 趣旨

本県では、障がい者の芸術・文化活動について、関係団体や市町村等と連携し、県内一体となって推進していくため「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」を設置しています。

この度、当該委員の改選に伴い、芸術・文化活動に取り組む障がい者本人やその家族を支援するための施策等についてより広く意見を伺うため、「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の委員を募集します。

2 募集内容

(1) 募集人数 1名

(2) 応募資格 次のアからカまでの資格の全てを満たす方

ア 就任時点で県内に住所地を有する18歳以上の方

イ 障がい者アートに関心があり、施策、事業などの提案に意欲がある方

ウ 年2回程度、主に鳥取市内で平日昼間に開催する会議に出席できる方

エ 任命時に県の他の執行機関若しくは附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のない方

オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方

カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員又は県職員でない方

(3) 応募方法

別添の応募用紙に、住所、氏名、生年月日、性別、職業、連絡先、障がい者アートへのこれまでの関わり、志望動機を記載して、募集期間内に郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより応募してください。様式は鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/309420.htm>)からダウンロードできます。

(4) 応募期間

令和5年2月21日（火）～3月7日（火）午後5時必着

(5) 応募書類の取扱い

応募書類は委員の決定のみを目的として使用し、それ以外には使用しません。なお、応募書類の返却は行いません。

3 公募委員の選考

(1) 選考方法

応募資格を全て満たす方の中から、提出された書類内容に基づき書面審査を行い、決定します。なお、書面審査によって決定し難い場合は、面接審査を行います。その場合は別途通知します。

また、選考は以下の項目をもとに行います。

ア 障がい者アートへの関心・熱意があるか

イ 委員への適格性（意欲、知識等）があるか

ウ 具体的、建設的な提案が見込めるか

(2) 決定後の手続等

ア 審査結果については、応募者全員に通知します。

イ 令和5年2月定例県議会において本委員会開催にかかる予算が可決された場合、委員に就任していただきます。

4 応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 担当：西村

電話：0857-26-7678 ファクシミリ：0857-26-8136

電子メール：shougaiukushi@pref.tottori.lg.jp

5 鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会の概要

(1) 役割

以下に掲げる内容を中心とした、障がい者の芸術・文化活動の推進のための施策に関する事項を審議していただきます。

ア 障がい者の芸術・文化活動の推進のための施策に関する事項

イ その他、障がい者の芸術・文化活動の推進に関して必要と認められる事項

(2) 構成

35名以内（公募委員含む。）

(3) 開催時期

年2回程度（春、秋）

ただし、臨時的に1～2回程度追加で開催する場合があります。

(4) 任期

任命の日（令和5年4月1日を予定）から2年間

(5) 報酬・旅費等

報酬及び会議出席のための旅費（実費）を支給します。

(6) その他

委員に就任された場合、県のホームページ等で氏名や発言内容を公表する場合があります。